

ふたば便り

ふたば税理士法人

2010年11月号 (Vol. 99)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 SKビル7F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

円満相続のためにできること（その6） ～成年後見制度～

相続につきまとうリスクのひとつとして、被相続人（財産を残す方）本人が認知症などで判断能力を失ってしまうことがあげられます。現在は心身ともに元気でも、将来認知症にならない保証はありません。そんなとき円滑に相続を行うために欠かせないのが成年後見制度です。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が低下している人、あるいは低下していると思われる人の社会生活を支援する人（後見人）を家庭裁判所で定めて、普通の生活を送れるようにバックアップする制度です。

たとえば認知症になってしまった人が不動産等を購入するというような場合、自分にとって一方的に不利な内容の契約を結んでしまう危険性があります。また、売る側にとっても、契約の後で、「私は契約なんてしていない」と忘れられたりすると、トラブルの原因になります。そんな場合に、成年後見制度を利用して後見人を決めておけば、本人に代わって契約を公正に行うことができ、本人にとっても相手方にとっても安全に契約できます。

後見人には親族になる場合が多く、通帳からのお金の出し入れなど身の回りのことも後見人として行うことができます。

ただし、遺産分割協議においては、相続人は代理できないことになっていますので、相続人にあたらない第三者（弁護士等の専門家など）を立てることになります。

後見人には、任意後見人と法定後見人の2種類があります。

任意後見人は、将来に備えて、元気なうちに後見人を選任しておく制度です。本人が元気なうちに、自分で後見人を選ぶことができるメリットがあります。ただし、後見人と相続人との間でトラブルが起きる可能性もあるので、慎重に選ぶことが必要です。

法定後見人とは、本人の判断能力がすでにない、もしくは不十分な場合に、本人の意思とは関係なく、審判請求に基づいて、裁判所が決定する後見人です。裁判所が後見人を決定するので、詐欺などのトラブルが発生する可能性を未然に防げるという利点があります。

高齢者にとって、身の回りのことやご自身の財産管理は切実な問題です。成年後見制度はこうした問題を社会的に支援する制度です。



お知らせ

- ◆ 11月3日（水） 行政書士会主催の「遺言と相続」をテーマに公証人の講座と無料相談会があります。私（西康子）も相談会に相談員として参加します。当日は混雑が予想されますのでお早めに会場へお越しください。
- ◆ 11月12日（金） TKC 経営革新セミナーが開催されます。詳細は別紙をご覧ください。
- ◆ 11月17日（水） 当事務所において、「融資相談会」を開催します。日本政策金融公庫の融資担当の方が融資のご相談にあたります。詳細別紙をご覧ください。

お願い

- ◆ 年末調整の時期がやってまいりました。当方にご依頼いただいている事業所様は、恐れ入りますが、扶養控除申告書の早期回収にご協力下さいますようお願い申し上げます。

紅葉の美しい季節となりました。あんなに暑く寝苦しかった夏も、なつかしく感じます。そしていよいよ迎える長い冬。除雪の日々が始まりますね～。体力をつけようとしているのか、食がすすみます。や